



栃木県公報

平成20年
12月25日(木)
号外
第132号

目次

人事委員会

地域手当の支給に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第四十六号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十五日

栃木県人事委員会委員長 郡 司 能 熙

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表栃木県の項中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当の支給に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。